

エンドユーザー使用許諾契約

本エンドユーザー使用許諾契約（以下、「本EULA」という）をよくお読みになった上で、本EULAに関連するソフトウェア（以下、「ソフトウェア」という）をインストールまたは使用してください。これには、Info Input Express、Capture Pro、Info Input Solution（トランザクションバージョンとバッチバージョンの両方）、Smart Touchソフトウェアのほか、業務目的でKodak Alarisがお客様に提供し、個別の使用許諾契約に明示的に準拠しないその他のソフトウェアが含まれますが、これらに限定されません。

本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、お客様は本EULAに拘束されることに同意し、以下を表明および保証するものとします。(i) お客様が、組織の活動に関連して本ソフトウェアを使用している企業、政府機関、その他の組織または法人の従業員、代表者またはその他の代理人である場合は、組織または団体に代わって本EULAを締結し、組織または団体を本EULAの条件に拘束する権利、権能、および権限を有すること、または、(ii) お客様がご自身の用途で本ソフトウェアを使用する、18歳以上の個人である場合は、拘束力のある契約を締結するための法的能力を持つこと。本EULAの条項に同意しない場合は、本ソフトウェアまたは関連文書をいかなる目的でもインストールまたは使用しないでください。

Kodak Alarisは、予告なしにいつでも独自の裁量で本EULAを変更および更新する権利を留保します。お客様は、かかる変更後に本ソフトウェアの使用を継続することで、改定版のEULAに拘束されることに同意したものとみなされます。改定版のEULAは、次のKodak AlarisのWebサイトで参照できるものとします：<http://www.kodakalaris.com/legal>。本EULAへの言及は、随時修正および更新される本EULAを意味するものとみなされます。

本ソフトウェアが英国または欧州経済地域から提供された場合、本ソフトウェアのライセンスはKodak Alaris Limitedによってお客様に付与されます。また、本ソフトウェアが他の法域から提供された場合、本ソフトウェアのライセンスはKodak Alaris LLCによってお客様に付与されます。本EULAで使用される「**Kodak Alaris**」という用語は適宜、Kodak Alaris LimitedまたはKodak Alaris LLCを指します。

本EULAに、これと異なる趣旨の規定があったとしても、本EULAの下で（明示的、黙示的、またはその他の方法を問わず）ライセンスが付与されることはありません。また、本EULAは、お客様が合法的に取得していないソフトウェア、または本ソフトウェアの許可された正当な複製ではないソフトウェアに関する権利を明示的に排除します。

1. ライセンスの付与。 本EULAに規定されるすべての条項をお客様が厳格に遵守することを条件として、Kodak Alarisは契約期間中、該当する注文書、請求書、またはKodak Alarisが提供するその他の文書や仕様で、意図される用途として具体的に特定または想定される目的に限り、本ソフトウェアを使用するための非独占的、譲渡不可、再許諾不可（正式に承認されたサブユーザーに関する場合を除く）の限定的ライセンスをお客様に付与します。また、いかなる場合でも、Kodak Alarisが署名入りの書面で別途同意した場合を除き、お客様自身の内部ビジネス目的（ビジネスプロセスアウトソーシングサービス、エンドユーザークライアントへのマネージドサービス、または同様のサービス提供を含む）に関連する場合にのみ使用が許可され、サービスとしてのソフトウェアまたはスタンドアロンソフトウェアの提供に関連する使用は許可されません。Kodak Alarisがインスタンスの数を制限しているソフトウェアに関して、お客様は、本ソフトウェアの各インスタンスを同時にインストールまたは実行したり、別途ライセンス料を請求したりすることができます。最初のインスタンスを超えて、または料金を支払ったインスタンス数を超えて、追加のインスタンスを使用するには、追加のライセンスを取得する必要があります。本契約に基づいて付与されたライセンスは、今後提供される可能性のある本ソフトウェアの将来のアップデート、アップグレードまたは補足機能の権利をお客様に付与するものではありません。Kodak Alarisによってアップデート、アップグレードまたは補足機能が提供される場合、その使用は本EULAに準拠するものとします。本ソフトウェアは、他のサードパーティプロバイダーの利用規約に準拠する場合があります、お客様はこれをすべての点において遵守することを認め、同意するものとします。本EULAに関連する特定のソフトウェアに適用される、サードパーティプロバイダーの利用規約に関する情報は、次のKodak Alarisのウェブサイトでご覧いただけます：<http://www.kodakalaris.com/legal>。本契約で明示的に付与されていないすべての権利は留保されます。本EULAでは、Kodak Alarisまたはそのライセンサーの名前、ロゴ、または商標を使用する権利は付与されません。本EULAは、本ソフトウェアまたはその他の知的財産の販売を目的としたものではありません。本ソフトウェアおよびすべての関連文書（その中のすべての知的財産を含む）に関するすべての権利、権原および利益は、Kodak Alarisまたはそのライセンサーによって保持されます。

2. 使用の制限。 お客様は、(i) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行うこと、(ii) 本ソフトウェアの修正、改造、変更、翻訳、または派生的著作物の作成を行うこと、(iii) Kodak Alarisが提供する該当する注文書、請求書、またはその他の文書や仕様で、意図される用途として明示的に指定されている場合を

除き、本ソフトウェアをサードパーティのソフトウェアまたはソリューションに統合すること（特に、Info Input Express、Capture Pro、Info Input Solution（トランザクションバージョンとバッチバージョンの両方））、(iv) 本ソフトウェアをオープンソースライセンス（この用語は、Open Source Initiativeによって随時定義され、現在はそのWebサイトで公開されており、<http://www.opensource.org/osd>で参照できます）の条件に組み合わせる、または準拠させることで、本ソフトウェアが当該のオープンソースライセンスの条件の対象になるか、その下でライセンスが付与されるようにすること、(v) 本ソフトウェアからデータまたはコンテンツを抽出すること、(vi) 本EULAで許可されている方法、または法律で要求されている方法以外で、本ソフトウェアを複製または配布すること（これには、第三者への本ソフトウェアのサブライセンス、貸与、貸出、リースを含むが、これらに限定されない）、(vii) その他、本EULAで許可されていない方法で本ソフトウェアを使用することが禁じられます。本ソフトウェアが内部テストと評価のためのみに提供される場合、商用目的または収益生成の目的で本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、(x) お客様自身のソフトウェアソースコードおよび専有情報を保護する場合と同等以上の注意を払って、本ソフトウェアを不正開示から保護し、(y) 本ソフトウェアのすべてのコピーを、常にいかなる形態でも安全に保管し、(z) 本ソフトウェアの不正開示または不正アクセスが確認された場合は、Kodak Alarisに書面で通知するものとします。

3. **メンテナンス**。特定のソフトウェアでは、Kodak Alarisからメンテナンスサービスを別途購入するオプションが提供されます。または、当該のサービスが本ソフトウェアのライセンス価格に含まれている場合があります（その場合、当該サービスは該当する注文書に明示的に記載されます）。対象ソフトウェアのメンテナンス料金を（個別に、あるいはソフトウェアライセンスの購入の一部として）支払った場合は、メンテナンスサービスまたは本EULAがすでに終了している場合を除き、支払いの対象となる期間についても以下の条項が適用されます。メンテナンスサービスの提供期間中、Kodak Alarisは、エラー修正、新機能、拡張機能などを含む、ソフトウェアのアップデートを一般の人々またはお客様に対して無償で提供できます。メンテナンスサービスの一環として、お客様はメンテナンスサービスの有効期間中にリリースされた当該のアップデートを受け取る権利があります。この権利は、Kodak Alarisが開発し、別個の製品としてライセンスを付与する、または一般の人々やお客様に無料でリリースしない、アップグレード、別個のモジュール、または将来の製品には適用されません。お客様は、本ソフトウェアのアップデートまたは新バージョンのインストールと実装、およびそれに関連して必要となるデータ変換について単独で責任を負うものとします。

4. **データ、プライバシー、Cookie**。特定のソフトウェアでは、本ソフトウェアの使用を容易にするため、Cookieまたは他の受動的なトラッキングメカニズムおよびツールを使用して、情報を収集する場合があります。当該のCookieは、一般に「厳密に必要な」Cookieと呼ばれる種類のもので、本ソフトウェアを適切に動作させる目的で導入されます。本ソフトウェアの特定の一部分によって導入される、特定のCookieに関する詳細情報は、本ソフトウェアに付属する文書に記載されているか、本ソフトウェア内に表記されるreadme情報に組み込まれています。

Kodak Alarisは、Kodak Alarisまたはサードパーティによるものを問わず、本ソフトウェアのすべてのユーザーから個人データ以外の総合データを収集する権利を保持するものとします。このデータは、例えばユーザーが本ソフトウェアを起動した回数、本ソフトウェアにログインした回数、ユーザーによって使用される本ソフトウェアの特定の機能、本ソフトウェアで発生するエラーのタイプおよび頻度などに関するものです（以下、「**総合データ**」という）。Kodak Alarisは総合データを使用して、お客様による本ソフトウェアの全体的な使用方法を評価し、本ソフトウェアが使用される方法や、本ソフトウェアやその他の既存製品または新製品の改善、強化、開発を行う方法を判断します。Kodak Alarisは、以下の場合に総合データを共有することもできます。(i) 製品およびサービスの提供および開発を支援するベンダーと共有する場合、(ii) Kodak Alarisが共同プロモーションを提供するサードパーティビジネスパートナーと共有する場合、(iii) 共有することが法律によって許可されている、または法律または契約上の義務に違反しないとKodak Alarisが判断した場合、(iv) またはその他、Kodak Alarisの権利または財産を保護するために必要である、または本ソフトウェアの他のユーザーの利益を保護するために必要であるとKodak Alarisが判断した場合。Kodak Alarisは、以下の場合に総合データおよび転送データを共有する場合があります。(i) その関連会社と共有する場合、(ii) Kodak Alarisが該当する法的要件、または適切な管轄権を有する政府機関の要請を遵守するために、そのような共有が必要であると判断した場合、および (iii) 共有することで、実際のまたは潜在的な訴訟においてその賠償責任が軽減される可能性があるとしてKodak Alarisが判断した場合。Kodak Alarisの事業の全部または一部がサードパーティに売却、または他の方法で譲渡された場合、Kodak Alarisは関連する総合データおよび転送データを譲渡された事業の新しい所有者に譲渡します。

本ソフトウェアによる個人データの収集、使用、その他の処理はすべて、Kodak Alarisが公開しているプライバシー通知に準拠して行われます。

上記に加えて、特定のソフトウェアにはまた、製品の使用中に発生する可能性のある問題のトラブルシューティングを目的として、Alarisとデータを共有するための機能も含まれる場合があります。当該の機能はデフォルトで無効に

なっているため、データの収集または共有を行うには、事前にお客様がこの機能を有効にする必要があります。Kodak Alarisでは、当該のデータ共有機能を使用する場合、お客様はご自身が機密情報とみなす情報、または適用法の下で個人データとみなされる情報を含まない、サンプルデータのみをKodak Alarisに提供することを強くお勧めします。Kodak Alarisは、お客様が当該機能を使用して共有する非公開/機密データを保護するために最善を尽くしますが、いかなる場合でも、Kodak Alarisは当該データの消失、破壊、開示について責任を負いません。

5. **インターネット接続。**特定のソフトウェアは、インストールして使用する際に、ソフトウェアを使用するためのユーザーのライセンスを検証したり、追加情報やサービスを提供したりする目的で、インターネットへの接続を自動的に確立する場合があります。お客様は、本ソフトウェアをインストールして使用することにより、当該の接続に同意するものとします。当該の接続に個人データ（IPアドレスなど）の処理が含まれる場合、個人データはKodak Alarisのプライバシー通知に従ってのみ収集および使用されるものとします。

6. **契約の期間と終了。**本EULAおよび本契約に基づいて付与されるライセンスの有効期間（以下、「**期間**」という）は、お客様の初回のインストール日または使用日から開始され、以下の日付まで有効です。(i) 終了日、または(ii) サブスクリプションで提供されたソフトウェア、または他の使用期限が課されるソフトウェアの場合は、当該のサブスクリプションまたは期限が切れるまで。お客様は、本ソフトウェアの使用を中止することにより、本EULAをいつでも終了できます。Kodak Alarisは、以下の場合、事前の通知なしで直ちにEULAを終了する権利を有します。(x) お客様が本EULAの条件を遵守しなかった場合、または(y) Kodak Alarisがライセンス料を受け取っていないソフトウェアに関しては、Kodak Alarisの単独かつ絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、いかなる理由でも終了する権利を有します。何らかの理由で本EULAが終了または満了すると、お客様は、すべての場所から本ソフトウェアをアンインストールして削除し、あらゆる形式のそのコピーを削除または破棄することに同意するものとします。本EULAの規定のうち、その明示的な条件または性質および意図により、本期間を超えて効力を維持すべきものは、本EULAの終了または満了後も存続するものとします。

7. **所有権。**本ソフトウェアに対する権原、およびすべての知的財産権および所有権は、Kodak Alarisおよびその関連会社、ならびにそれぞれのライセンサーに帰属するものとします。お客様は、本ソフトウェアを使用するためのライセンスのみを取得し、所有権またはその他の利益を取得するものではありません。お客様は、ソースコード形式の本ソフトウェアがKodak Alarisの機密の企業秘密であることを認め、本EULAおよび適用法の要求に従って、いかなる場合でも業界で一般的な、商業的に合理的な保護基準以上を使用して、本ソフトウェアを保護することに同意するものとします。本項を遵守しない場合は、本EULAは自動的に終了し、Kodak Alarisは利用可能なすべての法的および衡平法上の救済手段を追求する権利を有します。

8. **ライセンサーの責任。**お客様は、知的財産に関するすべての法律（著作権法、商標法、特許保護、企業秘密に関する法律、およびその他のすべての同様の法律および保護を含む）を含むがこれらに限定されない、すべての適用法規を遵守することに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアの動作、インストール、使用、および本ソフトウェアから得られた結果について責任を負うものとします。お客様は、本EULAの条件に同意する法的権利と能力を有していることを表明、保証するものとし、該当する場合は、ログイン資格情報などの、本ソフトウェアを通じて送信するすべての情報または資料に対する適切な権利を有します。

9. **限定保証。**Kodak Alarisがライセンス料を受け取るソフトウェアに関してのみ、Kodak Alarisは、当該ライセンスの購入後30日間において、当該ソフトウェアが、該当するすべての要件を満たすシステムに適切にインストールされ、その仕様に従って操作された場合、該当する仕様に実質的に従って動作し、該当する仕様に記載されている重要な機能を備えることを保証します。

Kodak Alarisは、本ソフトウェアおよび文書に関して、明示的または黙示的に、他のいかなる保証も行いません。Kodak Alarisは、法律上認められている最大限の範囲内で、自ら、およびその関連会社とそれぞれのライセンサーに代わって、明示的、黙示的、法定的、またはその他の保証（商品性および特定目的への適合性の保証を含みますが、これらに限定されない）を明示的に否認します。一部の法域では、黙示的な保証の除外を認めていないため、上記の制限の一部が適用されない場合があります。この限定保証はお客様に特定の法的権利を与えるものであり、お客様は随時変化するその他の法的権利を有する場合があります。

10. **賠償責任の制限：**お客様は、本ソフトウェアの使用に伴うリスクを単独で負うものとします。Kodak Alarisまたはその関連会社、ライセンサー、サプライヤー、販売代理店、従業員、代表者、代理人は、本ソフトウェアの使用または誤用、または信頼に関して、お客様に対し、一切責任を負いません。

法律で許可される範囲内で、いかなる場合でも、Kodak Alarisまたはその関連会社、ライセンサー、サプライヤー、販売代理店は、あらゆる間接的、偶発的、特別、結果的、懲罰的な損害（利益の喪失、業務の中断または使用不可、

代替製品またはサービスの調達費用、ビジネス情報またはデータの損失または破損、またはかかるデータの再構築費用、営業権の喪失、または本ソフトウェアの使用または使用不可が原因で生じた他の損害を含むが、これらに限定されない) について、当該損失の可能性に関する助言を受けていたかどうかにかかわらず、一切責任を負わないものとします。

いかなる場合でも、Kodak Alarisとその関連会社、およびそのライセンサー、サプライヤー、販売代理店は、本ソフトウェア、本EULA、およびその主題に基づき、またはこれに関連して、契約違反、不法行為（過失を含む）、虚偽表示（厳格な詐欺以外）、厳格責任、法定義務違反を含む、あらゆる種類の、あらゆる法的または衡平法上の理論に基づく、これらに関連するすべての請求について、その総責任額は、請求の対象となる本ソフトウェアに対してお客様がKodak Alarisに支払った金額を超えないものとします。損害の除外または制限を認めない法域では、Kodak Alarisの責任は、その法域で認められている最大限の範囲で制限または除外されるものとします。本EULAのいかなる条項も、Kodak Alarisの以下に関する責任を除外または制限するものではありません。(i) Kodak Alarisまたはその役員、従業員、代表者または代理人の故意の意図または重大な過失によって生じた損失または損害、(ii) Kodak AlarisまたはKodak Alarisの役人、従業員、代表者または代理人に起因する人身傷害または死亡、または (iii) 適用法によって除外できないその他の責任。

11. 補償。お客様は、以下の結果として直接的または間接的に生じた請求、損失または損害（合理的な法的費用など）に関連して、Kodak Alaris、その関連会社、ライセンサー、役員、従業員、代表者および代理人を免責、保護、補償するものとします。(i) 本EULAの条件に準拠しない、お客様、お客様の従業員、代理人または顧客による本ソフトウェアの使用、(ii) お客様による、本ソフトウェアに関連するサードパーティプロバイダーの利用規約の違反、(iii) お客様による本EULAの条件の違反、および (iv) お客様、お客様の従業員、代表者、代理人による過失または故意の不正行為。

12. 輸出。お客様は、米国の法律および本ソフトウェアを取得した法域の法律で許可されている場合を除き、本ソフトウェアを使用したり、他の方法で輸出または再輸出したりすることはできません。特に、例外なく、本ソフトウェアの以下への輸出または再輸出は禁じられます。(i) 米国の禁輸対象国（キューバ、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、セルビア、スーダン、シリアを含むが、これらに限定されない）の国民または居住者、または (ii) 米国財務省の特別指定国民リスト、または米国商務省の拒否者リストまたは団体リストに掲載されている人物。本ソフトウェアを使用することで、お客様は当該国に所在していないこと、当該国の管轄下でないこと、当該国の国民または居住者でないこと、あるいは当該のリストに掲載されていないことを表明および保証するものとします。

13. 欧州共同体に関する規定。欧州共同体の加盟国内で本ソフトウェアを購入した場合、本EULAはECソフトウェア指令（91/250/EEC）の権利を制限するものではありません。

14. 連邦政府のユーザーと購入。本項は、米国の連邦政府による、あるいは連邦政府のための本ソフトウェアのすべての購入、または連邦政府とのあらゆる契約、助成金、共同契約、またはその他の活動に基づく、あらゆる元請け業者または下請け業者（あらゆる階層を含む）による本ソフトウェアのすべての取得に適用されます。本ソフトウェアおよび関連文書はそれぞれ、48 C.F.R. § 2.101で定義されている「商用品目」であり、48 C.F.R. § 12.212で使用されている用語に従って「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェアドキュメント」で構成されます。したがって、ライセンサーが米国政府機関またはその請負業者である場合、ライセンサーは、(a) 国防総省およびその請負業者の場合は、48 C.F.R. § 227.7201から48 C.F.R. § 227.7204、または (b) その他のすべての米国政府ライセンサーおよびその請負業者の場合は、48 C.F.R. § 12.212に準拠して、ライセンスの下で他のすべてのエンドユーザーに付与される、本ソフトウェアおよび関連文書に関する権利のみを取得します。

15. 経済制裁。お客様は、国連安全保障理事会、米国（米国財務省外国資産管理室（「OFAC」）および米国国務省を含む）、欧州連合、英国、英国財務省、香港、香港金融管理局、または貿易、経済または金融制裁または貿易禁輸（以下、「経済制裁」という）を課すその他の制裁当局を含むがこれらに限定されない、規制権限または機能行使する政府機関、規制当局、またはその他の団体によって管理されるすべての適用法、規制、および規則を遵守するものとします。お客様は、以下を伴ういかなる取引にも直接的または間接的に関与せず、またお客様の代理を務める第三者が関与することを許可しないことに同意するものとします。(i) 経済制裁の対象となる国、地域またはその他の法域、(ii) 経済制裁の対象となる人物、または

(iii) 経済制裁の違反。上記の一般性を制限することなく、お客様は直接的または間接的に、経済制裁の対象となる、または何らかの形で経済制裁によって禁止されている国またはその他の法域に所在する、またはそこから派生した本ソフトウェアを使用したり、第三者とビジネスを行ったり、その材料、商品、またはコンポーネントを取り扱ったりしておらず、またそうしないものとします。また、お客様は、直接的または間接的に、以下において注文、取引、販

売、その他の方法による処分、または経済活動への従事を行わないことを明示的に認めるものとします。(i) イラン、(ii) スーダン、(iii) 北朝鮮、(iv) シリア、(v) キューバ、(vi) ベラルーシ、(vii) ジンバブエ、(viii) ミャンマー（ビルマ）、(ix) クリミア、セヴァストポリ、ドネツク、ルハンシク地方（ウクライナ）、(x) ロシアの軍事/防衛/エネルギー部門、(xi) アフガニスタン、(xii) ベネズエラ、および (xiii) Kodak Alaris またはその関連会社が事業を展開する国の政府によって、適用される貿易制裁が実施されているその他の国または地域。

16. 贈収賄防止。お客様は、以下における腐敗防止、贈賄防止または反キックバックの法律または規制のすべての要件および禁止事項を遵守しなければなりません。(i) 本ソフトウェアを取得した法域、(ii) 米国の海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」という）、(iii) 英国の2010年贈収賄防止法（以下、「英国贈収賄防止法」という）、および (iv) 本ソフトウェアの使用に適用されるその他の法域において、それぞれ修正され随時有効になる防止法（以下、総称して「**汚職防止法**」）。お客様は、すべての汚職防止法を熟知しており、それに準拠して事業を行っており、本契約締結日現在も、それに準拠して事業を行っていること、また、お客様による本ソフトウェアの取得、インストール、使用、および本EULAに基づく義務の遵守および履行に関連して、お客様、お客様の従業員、代表者、代理人が、米国においてFCPAの下で犯罪とみなされるような活動、または英国において英国贈収賄防止法の下で犯罪とみなされるような活動に従事したことはなく、今後も従事しないことを表明および保証します。お客様は、本項の実際の違反または違反の疑い、あるいは本項に関連する、あるいは汚職防止法に関する実際の、係争中の、または脅迫的な規制調査を確認した場合は、速やかにKodak Alarisに書面で報告するものとします。

17. コンプライアンス。契約期間中およびその後6か月間にわたり、Kodak Alarisは、お客様が本EULAの条件に準拠していることを確認するために、情報を要求したり、検査を実施したりすることがあります。お客様は、かかる情報の要求または検査に合理的に協力し、関連する記録、システム、機器、情報、および人員へのアクセスを提供するものとし、Kodak Alarisはお客様の事業活動を不当に妨害しないために合理的な努力を払うものとします。

18. 雑則。

18.1 完全合意。本EULAは、本ソフトウェアおよび本契約の主題に関する、お客様とKodak Alarisとの間の完全な合意を構成し、本ソフトウェアおよびかかる主題に関する、書面または口頭のその他のすべての通信、理解、または合意に優先するものとします。

18.2 通知。本EULAに基づいてKodak Alarisに送付された通知はすべて、legal@kodakalaris.comの法務部に送付されます。

18.3 準拠法。本ソフトウェアが英国または欧州経済地域から提供された場合、本EULAはイングランドおよびウェールズの法律に準拠します。本ソフトウェアが英国または欧州経済地域外から提供された場合、本EULAはニューヨーク州の法律に準拠します。本EULAは、国際物品売買契約に関する国際連合条約に準拠せず、この適用は明示的に除外されます。いかなる理由でも、管轄裁判所によって本契約の条項または一部に法的強制力がないと判断された場合、本EULAの他の条項は完全な効力を維持するものとします。

18.4 不可抗力。Kodak Alarisは、直接的または間接的に次の原因による義務不履行について、責任を負わないものとします。(a) 天災、(b) 洪水、火災、地震、疫病、パンデミック、または爆発、(c) 戦争、侵略、敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、テロの脅威または行為、暴動またはその他の秩序不安、(d) 政府の命令、法律、または措置、(e) 本契約の締結日以降に発効する禁輸措置または封鎖、(f) 国家または地域の緊急事態、(g) ストライキ、労働停止または減速、またはその他の産業混乱、(h) 通信障害、停電または不足、倉庫または保管スペースの不足、不適切な輸送サービス、または十分または適切な材料供給の入手不可または遅延、および (i) Kodak Alarisの合理的な管理が及ばないその他の同様の事象。

18.5 譲渡。お客様は、Kodak Alarisの書面による事前の同意なしに、本EULAに基づく権利または義務のいずれも譲渡、移転、委任または下請けをしないものとします。本項に違反する譲渡または委任と称するものはすべて、無効とします。Kodak Alarisは、Kodak Alarisの資産のすべて、または実質的にすべてを取得した関連会社または個人に対する書面による事前の同意なく、いつでも本EULAに基づく権利または義務の一部またはすべてを譲渡または移譲することができます。

18.6 関係。当事者間の関係は、独立した契約者の関係です。本EULAは、本契約の当事者およびそれぞれの承継人、許可された譲受人の利益のみを目的としており、明示的または黙示的を問わず、本EULAに基づき、または本EULAを理由として、いかなる性質の法的または衡平法上の権利、利益、または救済措置も他の個人または団体に付与することを意図するものではなく、また付与するものではありません。

18.7 権利放棄。Kodak Alarisによる本EULAの条項の権利放棄は、Kodak Alarisによる署名付きの書面で明示的に指定されない限り有効ではありません。本EULAから生じる権利、救済措置、権限または特権を行使しない場合、または行使が遅れた場合に、その権利放棄とみなされることはありません。本契約に基づくいかなる権利、救済措置、権限または特権の単独または部分的な行使も、その他のまたはさらなる行使、あるいは他の権利、救済措置、権限または特権の行使を妨げるものではありません。

****ドキュメント終了****